# 「佐渡市老朽危険廃屋対策支援事業」のお知らせ

# 空き家の所有者へのお願い

個人で所有する家屋等は所有者の財産であり、適 切に管理する義務があります。適切な管理がされな いまま放置し老朽化した建物は、瓦や外壁の落下な どにより近隣住民や通行人にけがを負わせかねず、 最悪の場合、所有者の損害賠償責任問題にまで発展 する可能性があります。

近年、少子高齢化、経済状況の変化等を背景に、 市内においても適切に維持管理がされずに老朽化が 進む空き家が増加しています。

# 佐渡市老朽危険廃屋対策支援事業

対象建物 個人または集落が所有する木造建築物で、 おおむね25年以上経過し、屋根、柱その他の主 要構造部等が朽ち、周辺の生活環境に悪影響を与 えている建築物

#### 対象者

- ・木造建築物の所有者または所有者から委任を受け た方で、制度の利用を検討している方
- ・市税等を完納している方

対象経費 市内の解体業者等に依頼し行う解体撤去 に要する経費。ただし、地下埋設物や動産(家具、 家電製品など)の処分費等は除きます。

補助率 対象経費の 50% (上限は 50 万円) 以内 **申請・相談期間** 4月11日(月)~6月30日(未) 申請・相談窓口 市役所環境対策課(第2庁舎内)、 各支所または各行政サービスセンター

## 注意事項

- ・申請書は事前相談を行ってから提出してください。 事前相談をいただいた方から優先的に現地確認等 を行い、対象となる建物か判断します。
- ・建物を除却することによって、住宅用地に対する 課税標準の特例が適用されず、翌年度から固定資 産税の税額が増額になる場合があります。
- ・補助金の交付決定前に解体工事を行った場合は対 象となりません。
- ・ 受付件数が多い場合、審査により、危険度の高い ものを優先します。

#### 老朽危険廃屋対策支援事業に関するお問い合わせ

市役所環境対策課 環境対策係

**☎**63−3113

#### 固定資産税に関するお問い合わせ

市役所税務課 固定資産税係

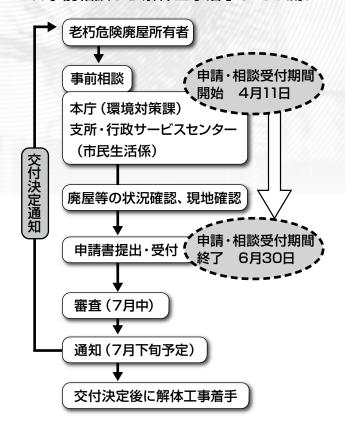
**☎**63−5110

### 老朽危険廃屋解体の支援制度

このような状況をふまえ、市では日常生活におけ る市民の安全・安心の確保および良好な景観を形成 することを目的に、木造危険廃屋の解体に対する支 援制度を設けています。

申請、事前相談期間を設けますので、まずはお問 い合わせください。その際、所有している廃屋等の 状況についての聞き取りや現地確認をさせていただ きます。

# ★事前相談から解体工事着手までの流れ



# 佐渡市民公開講座を開催します

新潟リハビリテーション病院 院長の山本 智章 先生が、「健康寿命を自分でつかもう~ロコモと 骨粗鬆症~」と題して、骨粗鬆症をテーマにお話 します。また、質問コーナーを設けて、骨粗鬆症 についてのご質問をお受けします。入場は無料で 定員は100人です。整理券は配布しませんので、 直接会場へお越しください。

日時 4月23日出 午後1時30分~3時

会場 アミューズメント佐渡 1階 展示室

共催 佐渡医師会・第一三共株式会社

お問い合わせ 第一三共株式会社(担当:渡辺)

**☎**025−225−3355